

保険勧誘方針

株式会社 プロネットインシュア

1. お客様の現状や収入状況等実情に応じた保険勧誘を行います。

- ・ お客様の情報に基づき、適正な保障額(または補償額)を算定のうえお客様に最もふさわしいと思われる保険勧誘を行います。未成年者の方、特に15歳未満の方を被保険者とする場合には、適正な保障額が設定されるよう適切な保険勧誘を行います。
- ・ また、金利、為替などの変動により元本割れが生じるリスクがある商品(変額保険、個人年額保険など)は、お客様の購入目的、投資経験、年齢、収入の状況などに十分留意し保険勧誘を行います。

2. お客様の立場に立った保険勧誘を行います。

- ・ お客様と十分な打合せを行い、お客様のニーズに合致した保険勧誘を行います。
- ・ 保険勧誘を行う場所・時間帯については、お客様のご都合に十分配慮します。

3. 法令等を遵守した適正な保険勧誘を行います。

- ・ 法令等を遵守した保険勧誘を行います。
このため、社員の保険勧誘に関する法令遵守教育を実施します。
- ・ 保険勧誘により知り得た事項について、お客様の承諾なしに、外部に提供することはいたしません。
- ・ お客様本位でかつより高度な保険勧誘が実践できるよう、当社の研修制度に基づき、きめ細やかな教育・研修に努めます。

※当社保険勧誘方針は、金融商品の販売等に関する法律第9条に基づき策定したものです。